

令和2年度北九州市食品衛生監視指導計画
～平成31年度計画からの主な変更点～

項目	変更点
本市の関係部局との連携体制 【4ページ】	平成31年4月の組織改編を反映し、「北九州市食品の安全に関する庁内連絡会議」の構成部局から、産業経済局食の魅力創造・発信室を削除しました。
HACCPに沿った衛生管理の普及推進事業 【8ページ】	食品衛生法改正により、令和2年6月から、原則、全ての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理が制度化されることから、食品等事業者が円滑に対応できるよう、新規事業として「HACCPに沿った衛生管理の普及推進事業」を追加しました。
魚介類等の衛生対策事業 【11ページ】	計画案の意見を受け、パリトキシンやシガテラ毒を蓄積した有毒魚の生息域の移行情報や食中毒の発生情報を探知した際には、公設地方卸売市場の卸売業者をはじめとした魚介類販売業者への情報提供及び注意喚起を行うことを追加しました。
用語解説 アレルゲン、（アレルギー関連）特定原材料 【27ページ】	特定原材料に準ずるものとして「アーモンド」を追加し、品目数を21品目に変更しました。
用語解説 【27～33ページ】	「アニサキス」、「シガトキシン（シガテラ毒）」、「鳥インフルエンザ」、「パリトキシン」、「ヒスタミン」、「ふぐ毒（テトロドトキシン）」を追加しました。